

## 議論を踏まえた見直しの方向性(案)

※赤字は第161回部会(11月29日)からの修正点。

(注1) 全体として、財源関係の御意見への対応は、財政運営の項に集約予定。

(注2) 給付面の対応は財政運営の対応とセットで最終的なとりまとめを行うこととする。

## 1 基本手当及び令和3年度末までの暫定措置等

○ 令和3年度末に期限が到来する暫定措置については、コロナ禍からの経済の回復の途上にあることも踏まえる必要がある一方、あくまで厳しい雇用情勢下で設けられた暫定措置であることを踏まえ、一定期間暫定的に延長することについてどう考えるか。

(注) 令和3年度末に期限が到来する暫定措置(基本手当関係)

- ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者に対する所定給付日数を拡充する措置
- ② ①の同対象者に対する就業促進手当の支給を受けた場合の受給期間延長の措置
- ③ 地域延長給付

○ コロナ延長給付については、コロナ禍からの経済の回復途上にあることや感染再拡大のリスクへの備えの観点から、当面は制度として存続させることとした上で、緊急事態措置が終了してから一定期間経過後に終期を設定することについてどう考えるか。

○ 基本手当の水準については、基本手当受給者の再就職状況等の指標について大きな変化が見られないこと等を踏まえ、今回、見直しは行わないこととした上で、暫定措置に加え、自己都合離職者の給付制限期間の短縮やマルチジョブホルダーへの適用といった近年の制度改正も含め、個々の制度に係る検証と併せ、制度全体を一体として効果検証を行うことについてどう考えるか。

○ 加えて、原則として離職後1年間とされている基本手当の受給期間について、疾病、出産等のやむを得ない場合に4年まで延長できる仕組みにならない、受給資格者が起業する場合に、早期の廃業リスクに備えて受給期間を最大4年までとすることができる仕組みを設けることについてどう考えるか。

## 2 教育訓練給付

○教育訓練給付については、今回、助成率等の制度の枠組みは維持しつつ、当面、以下の取組を進めることについてどう考えるか。

- ・ 指定講座について、土日開催・オンライン開催といった受講しやすい環境整備を進める。
- ・ 制度周知を強化して利用を促進する。
- ・ デジタル関係など、社会的要請があるにもかかわらず講座数が少ない分野について、産業界のニーズも踏まえ、指定講座の増加を図る。
- ・ 失業予防・早期再就職といった制度趣旨に沿って、受給者の動向を確認するなどの手法も検討しつつ効果の検証を行う。

○令和3年度末に期限が到来する教育訓練支援給付金については、コロナ禍からの経済の回復の途上にあることも踏まえる必要がある一方、指定講座や受講者に偏りが見られるなどの課題も踏まえ、一定期間暫定的に延長することについてどう考えるか。

○その上で、本給付金は支給期間も長期にわたることに鑑み、費用対効果の観点も踏まえつつ、専門実践教育訓練の対象資格取得や雇用継続・再就職状況の面等から、効果検証を行うこととしてはどうか。

## 3 求職者支援制度

○コロナ禍において講じている所得要件等の特例については、コロナ禍からの経済の回復の途上にあること等も踏まえ、新たに世帯収入要件の見直しや在職者等への利用の拡充を図ることとしてはどうか。その上で、この制度の受講者の裾野の拡大に取り組んでいる中であることを踏まえ、例えば令和4年度末まで延長することについてどう考えるか。

○職業訓練受講給付金の水準等の制度の枠組みは維持しつつ、当面、以下の取組を進めることについてどう考えるか。

- ・ まずは制度を利用可能な方に支援が行き届くよう、周知を図る。
- ・ 制度の利用者が大幅に増加しない要因について、不断に検証する。
- ・ 就職率や職場定着といった効果の検証を行う。

○さらに、雇用保険受給者が求職者支援訓練を受ける場合、現行制度上は公共職業安定所長による受講指示の対象とはならず、結果として訓練延長給付や技能習得手当の対象ともならない点について、雇用保険受給者の訓練受講の選択肢の拡大や、これによる早期かつ安定的な就職を促す

観点から、求職者支援訓練を受講指示の対象とすることについてどう考えるか。

4 雇用調整助成金・休業支援金等

5 財政運営

- (1) 保険料率について
- (2) 国庫負担について
- (3) コロナ禍における財政運営の今後の在り方について